

# ボランティア普通預金

(2023年5月1日現在)

商品名	ボランティア普通預金
ご利用いただける方	●個人(個人事業者を含む)・法人(および任意団体)のお客さま ただし、対象とならない口座もあります。
期間	●期間の定めはありません。
預け入れ 預入方法	●随時お預け入れいただけます。
預入金額	●1円以上1円単位
払戻方法	●随時払い戻しいたします。
利息 適用利率	●市場金利の動向等により随時見直し、毎日の店頭表示の利率を適用します(変動金利)。
利払方法	●毎年2月と8月の第3土曜日の翌銀行窓口営業日に、口座にご入金いたします。 ●入金後、寄付額は寄付先へ自動的に送金されます。
計算方法 (円未満切捨)	●毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
税金	●個人のお客さま…20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ※マル優ご利用の場合は非課税 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、 20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ●法人のお客さま…総合課税 ※非課税法人の場合は非課税
手数料	●キャッシュカードによるお支払い等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります。  [未利用口座管理手数料について]※2021年7月1日以降に開設の普通預金口座のみ適用されます ●最後のお預入れまたはお引出し(該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除きます)から2年以上、一度もお預入れまたはお引出しが無い普通預金口座(総合口座を含みます)を未利用口座としてお取り扱いいたします。ただし一定の場合には対象外となります。 ●お客さまの口座が未利用口座となった場合、郵送、Eメール、その他の所定の方法により事前にご案内いたします。 ●お客さまの口座が未利用口座となってから、一定期間(3ヵ月)経過後もご利用もしくはご解約のお手続きがない場合、年間1,320円(税込)の未利用口座管理手数料を引き落としいたします。 ●お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料未済の場合はお客さまの口座残高の全額(未払利息を含む)をもって、未利用口座管理手数料の一部として充当のうえ、同口座を解約いたします。
付加できる特約事項	●原則として満18歳以上の個人のお客さまは、総合口座の取り扱いができます。 ●個人のお客さまは、マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)が利用できます。
寄付額	●税引後お利息の50%相当額(円未満切捨)。
寄付の時期	●利払時(2月と8月の年2回)
寄付対象団体と主な活動内容	●以下の4団体からご希望の寄付先をご指定いただけます。 ■公益信託経団連自然保護基金(KNCF) 人々の暮らしの基盤である「生物多様性」を保全するため、急速に失われている熱帯雨林やサンゴ礁の保全活動はじめ希少動植物の保護活動など、環境NGOがアジア・太平洋地域(日本国内を含む)で取り組む自然保護プロジェクトを支援しています。 ■公益社団法人日本ユネスコ協会連盟(UNESCO) 途上国における教育支援「ユネスコ世界寺子屋運動」の推進、文化や自然を育む「世界遺産活動」の展開、海外や国内で国際理解や相互理解を深めるための青少年の育成活動などを行っています。 ■UNHCR(国連難民高等弁務官事務所) 世界では毎日何万人もの人が戦争や迫害の恐怖に怯えています。その数はたとえひとりでも多すぎます。UNHCRは難民を国際的に保護し、緊急救援活動や難民の自立の支援を行い、難民問題の解決を図る唯一の国連機関です。 ■社会福祉法人中央共同募金会 赤い羽根の共同募金は、国内すべての都道府県・市区町村で、子どもたちや高齢者、障がいのある方のための活動、災害支援など、困りごとを解決するための福祉活動に毎年5万件を超える助成を行っています。
当行の寄付	●お客さまの寄付額と同額を寄付先へお振り込みいたします。
寄付のお申し込み・ご解約	●寄付のお申し込み・ご解約の際は、「自動振込(解約)依頼書(ボランティア普通預金)」にご記入のうえ、窓口までお申し付けください。

## ボランティア普通預金

預金保険制度	●定額保護の対象となります。 ●預金保険制度について、くわしくはポスターおよび店頭備え付けのパンフレットをご覧ください。
金利情報の入手方法	●窓口またはコールセンターへご照会ください。
当行が契約している 指定紛争解決機関	●一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 受付時間/月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
その他	●通帳にご記帳いただいていない明細が、3月(または9月)末時点で10件以上あり、5月(または11月)の第3土曜日の前日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

